

標準営業約款制度とは消費者保護の観点から作られた制度です。

消費者保護の観点から、消費者の皆さんに提供するサービスの内容や施設、設備を前もってお知らせすることで、安心してお店を利用できるよう作られた制度です。

理容・美容・クリーニング・めん類飲食・一般飲食店のSマークは3つのSをお約束する保証マーク。

S afety	安全	Sマークの店は損害賠償責任保険加入済み。だから万一の事故にもきちんと対応できます。
S anitation	清潔	Sマークの店は施設・設備の一定の基準を守って、衛生管理をきちんと行っています。
S tandard	安心	Sマークの店はサービス内容をはっきり提示。安心できるサービスをお約束します。

●登録希望者は、所定の登録申込書に添付書類を添えて、生活衛生営業指導センター又は、理容、美容、クリーニング、麺類食堂、飲食業の各生衛同業組合へ提出してください。

関連機関・団体のご案内

名 称	住 所	TEL
石川県生活衛生同業組合連合会	金沢市平和町1丁目3番1号 石川県平和町庁舎B館3階	(076) 259-6510
石 川 県 鮭 商生活衛生同業組合	金沢市茨木町40	(076) 262-8610
石川県麺類食堂生活衛生同業組合	金沢市長土堀2-18-23	(076) 231-0384
石川県社交料飲生活衛生同業組合	金沢市片町2-21-35	(076) 263-3181
石 川 県 料 理 業生活衛生同業組合	金沢市武蔵町5-1 (浅田屋管理本部内)	(076) 255-6800
石 川 県 飲 食 業生活衛生同業組合	金沢市茨木町40	(076) 231-4474
石川県氷雪販売業生活衛生同業組合	白山市鶴来上東町力39	(076) 272-0402
石 川 県 理 容生活衛生同業組合	金沢市元菊町6-10	(076) 232-2362
石 川 県 美 容 業生活衛生同業組合	金沢市大手町9-18	(076) 221-1908
石 川 県 興 行生活衛生同業組合	金沢市香林坊2-1-1-4F (シネモンド)	(076) 220-5007
石川県旅館ホテル生活衛生同業組合	金沢市駅西本町1-14-29 (サン金沢ビル内)	(076) 263-5777
石川県公衆浴場業生活衛生同業組合	金沢市大手町2-22	(076) 221-2372

名 称	住 所	TEL
石川県クリーニング生活衛生同業組合	金沢市諸江町中丁467-2	(076) 233-1241
石川県健康福祉部薬事衛生課	金沢市鞍月1丁目1番地	(076) 225-1441
南 加 賀保健福祉センター	小松市園町又48番地	(0761) 22-0793
石 川 中 央保健福祉センター	白山市馬場2丁目7番地	(076) 275-2251
能 登 中 部保健福祉センター	七尾市本府中町ソ27番9	(0767) 53-2482
能 登 北 部保健福祉センター	輪島市鳳至町畠田102番4	(0768) 22-2011
金 沢 市 保 健 所	金沢市西念3-4-25	(076) 234-5102
石 川 県 消 費生活支援センター	金沢市幸町12-1 石川県幸町庁舎3階	(076) 255-2120
石川県食品衛生協会	金沢市平和町1丁目3番1号 石川県平和町庁舎B館3階	(076) 272-8125
石 川 県 調 理 師専門学 校	金沢市油車9番地	(076) 264-0596
石 川 県 理 容 美 容専門学 校	金沢市三社町11-23	(076) 221-6371

日本政策金融公庫融資のご案内

日本政策金融公庫では、生衛業の方が衛生面の向上、経営の近代化を図るために、お店の新・増・改築から器具・備品の購入等に必要な資金を長期・低利で融資しております。

一般貸付

非組合員（新規開業者を含む）の方がご利用いただける融資制度で、用途は設備資金に限られます。お申込みに際しては、借入申込額が500万円を超える場合、生活衛生営業指導センター理事長の「推薦書」が必要です。

振興事業貸付

振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員の方が、一層有利な条件でご利用いただける融資制度で、用途は設備資金と運転資金があります。お申込みに際しては、各振興計画認定組合の理事長が発行する「振興事業に係る資金証明書」の添付が必要です。

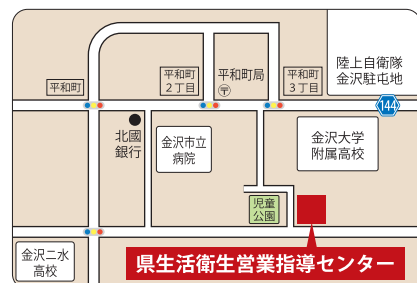
生活衛生改善貸付

生活衛生同業組合の経営指導に基づき、必要な運転資金及び設備資金です。常時使用する従業員が5人以下の会社又は個人が、無担保、無保証人で利用できます。（6か月以上の経営指導を受けているなどの一定の要件があります。）お申込みに際しては、各生活衛生同業組合の推薦が必要です。

◇融資条件や申込手続など詳細は当指導センター、各生活衛生同業組合又は公庫にご照会ください。

公益財団法人 石川県生活衛生営業指導センター

〒921-8105 金沢市平和町1丁目3番1号
石川県平和町庁舎 B館 3階
☎ 076-259-6510 FAX 076-259-6516
ホームページアドレス <https://www.seiei.or.jp/ishikawa/>
E-mail ishikawacenter@seiei.or.jp



(店頭表示用ステッカー)



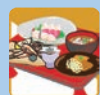
鮭 商



麺類食堂



社交料飲



料理業



飲食業



冰雪販売業



理 容



美容業



興 行



旅館ホテル



公衆浴場業



クリーニング

石川県生活衛生営業指導センター

生衛業を営む皆さんや消費者の方々の相談室です。
経営の悩み・お店の情報・苦情など何でもお気軽にご相談ください。



経営の相談

衛生・経営・経理・税務・労務など、経営全般にわたる相談を行っています。



資金の借入れ相談

新規開業、創業、お店の新築・増改築や設備更新などで、必要な資金の借入れ相談を行っています。



Sマーク店の登録

理・美容店、クリーニング店などを対象とする標準営業約款の登録（通称Sマーク）をおすすめしています。



消費者の啓発と相談

お店やサービスに対する苦情相談を行っています。



その他

就業、職業研修等の相談もを行っています。

生活衛生営業指導センターとは…

- 生衛法に基づいて設立された機関です。
- 生衛業に関する専門指導機関として県知事が指定した法人（公益財団）です。
- 県内生衛業の経営の健全化を通じて、その衛生水準の維持向上を図り、あわせて生衛業を利用する消費者の利益を擁護することが生活衛生営業指導センターの役割です。

生衛業とは…

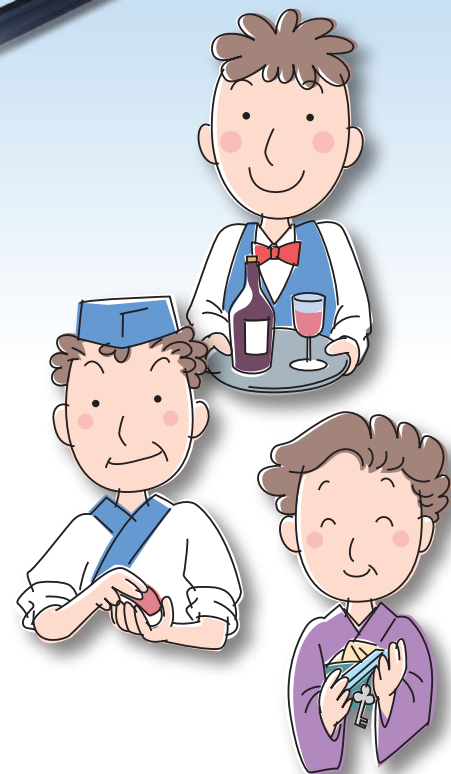
国民の日常生活に密着したサービスや商品を提供し、私達の身近にあって暮らしを支え続けている営業で、生衛法に基づいて定められている業種（飲食店、喫茶店、食肉販売、冰雪販売、理容、美容、興行場、旅館・ホテル、公衆浴場、クリーニングなどの18業種）を総称して生衛業と呼んでいます。この営業を行うためには、食品衛生法、理容師法など各業種の法律に基づき、許可を受け、又は届出をすることが必要です。

生活衛生同業組合加入のおすすめ

生衛組合は生衛業を経営される方のために衛生水準向上と経営の健全化を図る目的で活動している団体です。

組合に加入すると様々なメリットがあります。

- 有利な条件で日本政策金融公庫の融資が受けられます。
 - 各種保険制度に加入できます。
 - 各種講習会や研修会に参加できます。
 - カラオケ使用料が割引になります。
 - 業界の最新情報を知ることができます。
- 組合に加入してお店の繁栄と安定を図りましょう。



これからの生衛業のために

生活衛生営業指導センターでは、生衛業の振興のためにさまざまな事業を実施しています。



相談室の開催(費用は無料)

- 常設相談室
毎週月曜日～金曜日の午前9時から午後5時まで開設（土曜日・日曜日・祝祭日及び12月29日～1月3日を除く） 来所・電話・文書いずれも可能ですので、お気軽にご利用ください。
TEL 076-259-6510 FAX 076-259-6516
- 地区相談室
地域の実情に応じて、きめ細かい相談を進めるため、加賀、金沢、能登地区で地区相談室を開設し、融資、経営、苦情相談などに応じています。

研修・講習会の開催

営業者、組合役員等への研修・講習会を開催しています。

- 生衛業経営セミナー等
- クリーニング師及び業務従事者の技術向上研修・講習等



営業約款(Sマーク)

理容、美容、クリーニング、めん類飲食及び一般飲食店の5業種を対象に、生衛法に基づく「標準営業約款登録店」の登録業務を行っています。Sマーク制度の登録店になり、消費者が安心して利用できることをアピールしましょう。ホームページでも情報提供。

分野調整事業

大企業の進出等により、地域の生衛業者の間に紛争が生じた場合、仲介役として、調査・情報の収集・調整などを行い、当事者間の自主的な紛争解決に取り組んでいます。

組合事業活動の支援

生活衛生同業組合の事業活動に対する助言、支援をしています。

- 組合員に対する衛生施設の維持や改善、経営の健全化に関する指導
- 営業施設の設備改善や経営の健全化に関する資金の斡旋
- 組合員の営業に関する技能の改善向上



情報提供

広報誌「生活衛生いしかわ」の発行、ホームページによる情報の発信など各種の情報を提供しています。

ホームページアドレス
<https://www.seiei.or.jp/ishikawa/>

経営特別相談員活動の支援

経営特別相談員の活動に関する支援を行っています。

- 生衛業者の経営、融資相談等を行う経営特別相談員に対する活動支援
- 資質向上と融資業務に関する研修会の開催

その他事業

後継者育成支援事業を行い、後継者育成と生衛業の活性化に努めています。また、生衛業の景気動向の調査などを実施し、その概要をお知らせしています。

